



# 鳥取県公報

平成 25 年 10 月 1 日 (火)  
第 8 5 3 6 号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

|        |   |
|--------|---|
| ◇ 告 示  | 生活保護法による医療機関の指定 (709) (福祉保健課) . . . . . 2                                   |
|        | 生活保護法による医療機関の変更の届出 (710) (〃) . . . . . 2                                    |
|        | 生活保護法による介護機関の指定 (711) (〃) . . . . . 2                                       |
|        | 生活保護法による介護機関の変更の届出 (712) (〃) . . . . . 4                                    |
|        | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定自立支援医療<br>機関の指定 (713) (障がい福祉課) . . . . . 4 |
|        | 種畜証明書の書換交付 (714) (畜産課) . . . . . 4  |
|        | 特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請 (715) (中部総合事務所地域振興局) . . . 5                          |
| ◇ 選管告示 | 鳥取県の議会の議員及び長の選挙権を有する者の総数の50分の1の数等 (40) . . . . . 5                          |
| ◇ 調達公告 | 一般競争入札の実施 (警察本部会計課) . . . . . 6   |

# 告 示

## 鳥取県告示第709号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定に基づき、医療機関を指定したので、生活保護法第55条の2（中国残留邦人等支援法第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定により次のとおり告示する。

平成25年10月1日

鳥取県知事 平 井 伸 治

### 1 診療所

| 名称         | 所在地       | 指定年月日     |
|------------|-----------|-----------|
| いしだ心のクリニック | 米子市西倉吉町71 | 平成25年9月1日 |

### 2 薬局

| 名称    | 所在地       | 指定年月日     |
|-------|-----------|-----------|
| 桜調剤薬局 | 米子市西倉吉町69 | 平成25年9月1日 |

## 鳥取県告示第710号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定に基づき、指定医療機関から所在地を変更した旨の届出があったので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示する。

平成25年10月1日

鳥取県知事 平 井 伸 治

| 名称        | 所在地      | 変更年月日      |
|-----------|----------|------------|
| わたなベクリニック | 鳥取市南隈440 | 平成25年2月27日 |

## 鳥取県告示第711号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定に基づき、介護機関を指定したので、生活保護法第55条の2（中国残留邦人等支援法第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定により次のとおり告示する。

平成25年10月1日

鳥取県知事 平 井 伸 治

### 1 介護老人保健施設

| 名称         | 所在地         | 指定年月日     |
|------------|-------------|-----------|
| 介護老人保健施設まり | 米子市淀江町今津150 | 平成25年8月1日 |

## 2 居宅介護事業者

| 名 称                     | 主たる事務所の所在地      | 居宅介護事業所の名称                      | 居宅介護事業所の所在地       | 居宅介護事業の種類            | 指定年月日          |
|-------------------------|-----------------|---------------------------------|-------------------|----------------------|----------------|
| 社会医療法人<br>仁厚会           | 倉吉市山根<br>43     | 訪問介護ステーション<br>ガーデンハウスは<br>まむら   | 鳥取市気高町<br>新町二丁目11 | 訪問介護                 | 平成25年8月<br>1日  |
| 株式会社米子<br>テクノサービス       | 境港市清水<br>町761-1 | 訪問介護事業所境<br>港すずかけの樹             | 境港市清水町<br>761-1   | 〃                    | 〃              |
| 株式会社エル<br>フィス           | 米子市両三<br>柳193-3 | エルルの訪問看護                        | 米子市両三柳<br>193-3   | 訪問看護                 | 平成25年9月<br>17日 |
| 社会医療法人<br>仁厚会           | 倉吉市山根<br>43     | デイサービスはまむ<br>ら                  | 鳥取市気高町<br>新町二丁目11 | 通所介護                 | 平成25年8月<br>1日  |
| 株式会社クリ<br>エイティブサ<br>ポート | 米子市久米<br>町253   | ボラリスデイサービ<br>スセンター彦名            | 米子市彦名町<br>29-7    | 〃                    | 平成25年9月<br>1日  |
| 社会福祉法人<br>こうほうえん        | 境港市誠道<br>町2083  | 定期巡回・随時対応<br>型訪問介護看護にし<br>まち幸朋苑 | 鳥取市西町五<br>丁目108   | 定期巡回・随時対応<br>型訪問介護看護 | 平成25年7月<br>1日  |
| 社会医療法人<br>仁厚会           | 倉吉市山根<br>43     | 認知症高齢者グルー<br>プホームはまむら           | 鳥取市気高町<br>新町二丁目11 | 認知症対応型共同生<br>活介護     | 平成25年8月<br>1日  |
| 株式会社エル<br>フィス           | 米子市両三<br>柳193-3 | あったかなうちエル<br>ル両三柳               | 米子市両三柳<br>193-3   | 複合型サービス              | 平成25年9月<br>1日  |
| 社会福祉法人<br>真誠会           | 米子市大崎<br>1511-1 | 複合型サービス真誠<br>会ふる里               | 米子市和田町<br>1722    | 〃                    | 〃              |

## 3 介護予防事業者

| 名 称                     | 主たる事務所の所在地      | 介護予防事業所の名称                    | 介護予防事業所の所在地       | 介護予防事業の種類            | 指定年月日          |
|-------------------------|-----------------|-------------------------------|-------------------|----------------------|----------------|
| 社会医療法人<br>仁厚会           | 倉吉市山根<br>43     | 訪問介護ステーション<br>ガーデンハウスは<br>まむら | 鳥取市気高町<br>新町二丁目11 | 介護予防訪問介護             | 平成25年8月<br>1日  |
| 株式会社米子<br>テクノサービス       | 境港市清水<br>町761-1 | 訪問介護事業所境<br>港すずかけの樹           | 境港市清水町<br>761-1   | 〃                    | 〃              |
| 株式会社エル<br>フィス           | 米子市両三<br>柳193-3 | エルルの訪問看護                      | 米子市両三柳<br>193-3   | 介護予防訪問看護             | 平成25年9月<br>17日 |
| 社会医療法人<br>仁厚会           | 倉吉市山根<br>43     | デイサービスはまむ<br>ら                | 鳥取市気高町<br>新町二丁目11 | 介護予防通所介護             | 平成25年8月<br>1日  |
| 株式会社クリ<br>エイティブサ<br>ポート | 米子市久米<br>町253   | ボラリスデイサービ<br>スセンター彦名          | 米子市彦名町<br>29-7    | 〃                    | 平成25年9月<br>1日  |
| 社会医療法人<br>仁厚会           | 倉吉市山根<br>43     | 認知症高齢者グルー<br>プホームはまむら         | 鳥取市気高町<br>新町二丁目11 | 介護予防認知症対応<br>型共同生活介護 | 平成25年8月<br>1日  |

## 4 居宅介護支援事業者

| 名 称                   | 主たる事務所<br>の所在地  | 居宅介護支援事業所の名称          | 居宅介護支援事業所の所在<br>地 | 指定年月日         |
|-----------------------|-----------------|-----------------------|-------------------|---------------|
| 株式会社米子<br>テクノサービ<br>ス | 境港市清水<br>町761-1 | 居宅介護支援事業所境港す<br>ずかけの樹 | 境港市清水町761-1       | 平成25年8月<br>1日 |

## 鳥取県告示第712号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定に基づき、指定介護機関から事業所の名称又は所在地を変更した旨の届出があったので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示する。

平成25年10月1日

鳥取県知事 平 井 伸 治

## 1 居宅介護事業者

| 名称           | 主たる事務所の所在地         | 居宅介護事業者の名称           | 居宅介護事業者の所在<br>地     | 変更年月日         |
|--------------|--------------------|----------------------|---------------------|---------------|
| クオール株式<br>会社 | 東京都港区虎ノ門四丁<br>目3-1 | クオール薬局皆生温泉<br>店      | 米子市皆生温泉一丁目<br>12-22 | 平成25年5月<br>6日 |
| 吉田物産株式<br>会社 | 米子市河岡568-3         | 伯仙デイサービスセン<br>ターまごころ | 米子市河岡110-1          | 平成25年6月<br>1日 |

## 2 介護予防事業者

| 名称           | 主たる事務所の所在地 | 介護予防事業者の名称           | 介護予防事業者の所在<br>地 | 変更年月日         |
|--------------|------------|----------------------|-----------------|---------------|
| 吉田物産株式<br>会社 | 米子市河岡568-3 | 伯仙デイサービスセン<br>ターまごころ | 米子市河岡110-1      | 平成25年6月<br>1日 |

## 鳥取県告示第713号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定に基づき、指定自立支援医療機関を指定したので、同法第69条の規定により次のとおり告示する。

平成25年10月1日

鳥取県知事 平 井 伸 治

| 開設者の氏名 | 開設者の住所             | 指定自立支援医療<br>機関の名称 | 指定自立支援医療<br>機関の所在地 | 自立支援医療<br>の種類 | 指定年月日          |
|--------|--------------------|-------------------|--------------------|---------------|----------------|
| 大野 雅子  | 米子市西福原三丁<br>目10-34 | おおの小児科内科<br>医院    | 米子市西福原三丁<br>目10-34 | 精神通院医療        | 平成25年10月<br>1日 |

## 鳥取県告示第714号

家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）第8条第1項の規定に基づき、農林水産大臣から次のとおり種畜証明書の書換交付をした旨の通報があったので、同法第8条第2項の規定により告示する。

平成25年10月1日

鳥取県知事 平 井 伸 治

| 種畜証明書番号     | 種畜の種別       | 変更事由     | 変更後 | 変更前 |
|-------------|-------------|----------|-----|-----|
| 11381947823 | 肉用牛<br>黒毛和種 | 種畜の名前の変更 | 礼美茂 | 砂嵐  |

### 鳥取県告示第715号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項の規定に基づき、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により告示する。

特定非営利活動法人の変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書は、平成25年11月13日までの間、インターネットを利用する方法により公衆の縦覧に供する。

平成25年10月1日

鳥取県中部総合事務所長事務取扱鳥取県中部総合事務所地域振興局長 山 根 弘 和

1 申請のあった年月日

平成25年9月13日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人花本美雄文化振興会

3 申請に係る特定非営利活動法人の代表者の氏名

四門 隆

4 申請に係る特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地

東伯郡琴浦町大字八橋1814-1

5 申請に係る特定非営利活動法人の定款に記載された目的

この法人は、主として県民一般に対して、文化芸術の魅力を伝える取組みを行い、地域における豊かな文化環境の構築を図る。また、園児・児童・生徒等に対する文化芸術とのふれあいの機会をつくる取組みを通じて、心豊かな地域社会を形成し地域文化の創造と発展に寄与することを目的とする。

6 定款の変更事項

(1) 目的

(2) 特定非営利活動の種類及び事業

(3) 役員を選任等

(4) 総会の権能並びに理事会の権能及び表決権

(5) 解散及び残余財産の帰属

(6) 定款の変更

(7) その他所要の変更

## 選挙管理委員会告示

**鳥取県選挙管理委員会告示第40号**

鳥取県の議会の議員及び長の選挙権を有する者の総数の50分の1の数、10分の1の数及び当該総数のうち40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数並びに倉吉市選挙区及び東伯郡選挙区における当該選挙権を有する者の総数の3分の1の数は、次のとおりであるので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第5項（同法第75条第5項、第76条第4項、第80条第4項、第81条第2項及び第86条第4項（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第2項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）及び鳥取県県民投票規則（平成25年鳥取県規則第68号）第6条第1項の規定により告示する。

平成25年10月1日

鳥取県選挙管理委員会委員長 相 見 慎

|  |         |
|--|---------|
| 鳥取県において選挙権を有する者の総数の50分の1の数   | 9,599   |
| 鳥取県において選挙権を有する者の総数の10分の1の数   | 47,991  |
| 鳥取県において選挙権を有する者の総数のうち40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数 | 146,651 |
| 倉吉市において選挙権を有する者の総数の3分の1の数  | 13,632  |
| 東伯郡において選挙権を有する者の総数の3分の1の数  | 16,162  |

---

**調 達 公 告**

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成25年10月1日

鳥取県知事 平 井 伸 治

**1 調達内容****(1) 調達案件の名称及び数量**

鳥取県警察ヘリコプター（機体12月点検等整備委託） 一式

**(2) 調達案件の仕様**

入札説明書による。

**(3) 履行期限**

平成26年1月31日（金）

**(4) 入札書の記載方法**

契約に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって契約金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額（以下「入札見積金額」という。）の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

**2 入札参加資格**

本件入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

**(1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。****(2) 平成24年鳥取県告示第606号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有す**

る者で、その業種区分が機械等（建物等以外）保守点検の機械（建物等以外）保守点検であること。

なお、当該業種区分の競争入札参加資格を有しない者が本件入札に参加しようとする場合は、競争入札参加資格の審査を求める申請書類を平成25年10月15日（火）午後5時までに4の(2)の場所に提出すること。

(3) 平成25年10月1日（火）から同月25日（金）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付第157号）第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

(4) この公告に示した業務（以下「委託業務」という。）を確実に履行できる者であること。

### 3 契約担当部局

鳥取県警察本部警務部会計課

### 4 入札手続等

(1) 入札に関する書類の提出先及び問合せ先

〒680-8520 鳥取市東町一丁目271

鳥取県警察本部警務部会計課管財係

電話 0857-23-0110（代）

(2) 競争入札参加資格に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県会計管理者庶務集中局物品契約課物品調達担当

電話 0857-26-7433

(3) 入札説明書の交付方法

(1)の場所で平成25年10月1日（火）から同月9日（水）までの日（日曜日及び土曜日を除く。）の午前9時から午後5時までの間に交付する。

なお、郵送による交付を希望する者は、交付期間中に(1)の担当部局へ電話により請求すること。

(4) 郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便（親展と明記すること。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの（親展と明記すること。）により、(1)の場所に送付すること。

(5) 入札及び開札の日時及び場所

平成25年10月25日（金）午後2時（ただし、郵送による入札書の受領期限は、同月24日（木）午後5時までとする。）

鳥取市東町一丁目271

鳥取県警察本部入札室（鳥取県警察本部庁舎2階）

### 5 入札者に要求される事項

(1) 入札書は、件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。

(2) 本件入札に参加を希望する者は、2の入札参加資格に適合すること及び入札説明書に示す委託業務が履行可能であることを確認する書類を、4の(1)の場所に平成25年10月17日（木）午後5時までに提出し、2の入札参加資格の確認を受けなければならない。

(3) 入札者は、(2)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

### 6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として、入札見積金額の100分の5以上の金額を入札書に添えて提出しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。）第124条において準用する会計規則第113条に定める担保の提供をもって入札保証金の提出に代えることができる。

なお、次のいずれかに該当する場合には、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

- ア 保険会社との間で鳥取県を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。
- イ 競争入札参加資格を有し、落札後契約を締結しないおそれがないと認められるとき。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、会計規則第113条に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、会計規則第112条第4項の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 その他

(1) 入札の無効

2の入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札及び会計規則、この公告及び入札説明書に違反した入札は、無効とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 落札者の決定方法

この公告に示した業務を確実に履行できると判断した入札者であって、会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを、落札者とする。

(4) 手続における交渉の有無

無

(5) その他

詳細は、入札説明書による。